

川崎都市計画事業登戸土地区画整理 審議会会議要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「法」という。）及び川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業施行条例（昭和63年川崎市条例第25号）に定めるもののほか、川崎都市計画事業登戸土地区画整理審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 会長は、委員のうちから委員が選挙するものとする。

2 会長は、審議会を代表すると共に、審議会の会議（以下「会議」という。）において議長となり、議事を司会する。

(会長代理)

第3条 審議会に、会長代理を置く。

2 会長代理は、委員の互選により選出するものとする。

3 会長代理は、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、その職務を代理するものとする。

(参集)

第4条 委員は、市長から会議の招集の通知を受けたときは、指定された日時及び場所に参集しなければならない。

2 委員は、事故等の理由により、指定された日時及び場所に参集できない場合は、あらかじめ会長に対して、その理由を附して届け出なければならない。

(会議の定足数)

第5条 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開とする。ただし、事業の適正な遂行のため必要と認めるときは、審議会の議決によりこれを公開しないことができる。

(退席)

第7条 委員が会議の閉会前に退席しようとする場合は、その理由を告げ、議長の承認を受けなければならない。

2 前項の場合において、第5条に規定する定足数を欠くおそれがあると認めるときは、議長は、委員の退席を禁じることができる。

(発言)

第8条 委員は、会議において発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。

2 議長は、議事を整理する必要がある場合において、委員の発言を止め又は議事を中止することができる。

(議案の修正)

第9条 議案に対する修正の動議を提出しようとする委員は、案を供え、書面により議長に提出しなければならない。ただし、簡易なものについてはこの限りではない。

(採決)

第10条 議案の採決は、原則として挙手により行う。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合においては、議長の決するところによる。

(施行者等の職員の出席)

第11条 会議には、施行者等の職員が出席し、議案について説明し、意見を述べることができる。

(議事録)

第12条 議長は、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 開会、休憩、議事の中止並びに閉会の年月日及び時刻
- (2) 出席した委員の氏名
- (3) 議事の概要
- (4) 採決した事項
- (5) その他議長が必要と認める事項

3 議事録には、会長及び議長があらかじめ指名した委員が、署名及び押印しなければならない。

(会長の辞任等)

第12条の2 会長は、辞任しようとするときは、審議会の承認を得なければならない。

2 会長は、審議会が委員の総数の過半数で不信任を議決したときは、その地位を失う。

3 前項の規定により会長がその地位を失った場合には、その地位を失ってから最初の会議において、他の議案に先立ち会長を決定する。

(委員の資格の喪失等)

第12条の3 委員は、法第58条第1項の規定による選挙された委員が当該権利を有しなくなったとき又は変更があったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(委員の辞任)

第12条の4 委員は、辞任しようとするときは、書面により会長に申し出て、あらかじめ審議会の承認を得なければならない。

(庶務)

第13条 審議会の庶務はまちづくり局に置く。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか審議会の議事運営等について必要な事項は、会長が会議に諮って定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成元年2月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。